

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和3年12月14日午前10時11分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第119号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

2 請願・陳情

陳情第21号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについて

---

○出席委員 7名

文教福祉委員会	雨澤正	委員長
	弓削仁一	副委員長
	井坂涼子	委員
	萩原健	委員
	三瓶武	委員
	樋之口英嗣	委員
	打越浩	委員

---

○欠席委員 1名 山形由美子 委員

---

○委員外議員 1名 大谷隆 議長

---

○説明のため出席した者

福祉部	森山雄彦	福祉部長兼福祉事務所長
	鈴木秀文	福祉部副部長
	西野貴弘	国保年金課長
	三村真理子	国保年金課副技正
	武石泰文	国保年金課長補佐兼国保係長
	檜山大輔	国保年金課長補佐兼国保係長
教育委員会事務局	湯浅博人	教育次長
	大内保広	参事
	高橋重樹	参事兼指導課長

一 木 宙 総務課長

---

○事務局職員出席者

議会事務局	岩 崎 龍 士 局長
	鯉 沼 光 人 次長補佐兼係長
	折 本 光 主任

# 文 教 福 祉 委 員 会

令和3年12月14日（火）

※開会に先立ち、各部長から課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時11分 開会

○雨澤委員長 これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案1件、陳情1件、以上2件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に陳情を審査したいと思いますが、以上のように委員会を進めたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、議案第119号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。森山福祉部長兼福祉事務所長。

○森山福祉部長兼福祉事務所長 それでは、議案第119号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本議案におきましては、金額の改正を提案しております。出産したときに支給します出産一時金の支給額について、こちらは国民健康保険の被保険者につきましては、条例におきまして本体分を40万4,000円と定め、規則におきまして加算額を1万6,000円と定めて、総額42万円とする出産育児一時金でございます。

一方、ほかの健康保険につきましては政令で規定をされており、本体額、加算額とも国保と同額となっております。

また、加算額につきましては、分娩に関連して重度脳性麻痺になった子どもと家族に補償金を支払う仕組みでございます産科医療補償制度の掛金分として支給をされてはいますが、今般、この掛金が令和4年1月1日以降、1万6,000円から1万2,000円に引下げをされることとなりました。

これに伴いまして、令和3年8月に公布されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、ほかの健康保険の一時金は、同じく来年1月1日から、少子化対策として重要性を考慮し、総額42万円を維持したままで加算額を掛金に連動して1万2,000円に引き下げる反面、出産育児金本体の支給額を40万8,000円に引き上げることになりました。

このため、本市国民健康保険におきましても同様の支給額となるように改正を行おうとするものでございます。

恐れ入ります、それでは、2ページと3ページをお開き願います。

この中で、3ページの新旧対照表でお示しをいたしましたとおり、第6条1項で定めております出産育児一時金につきましては、40万4,000円から40万8,000円に改正を行おうとするものでございます。

また、2ページにお示しをしております付則におきまして、施行期日及び経過措置を定めようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○雨澤委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしということなので、それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案審査は終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

今般、新たに付託されました陳情第21号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについてを議題とします。

陳情書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。

事務局職員に朗読させます。折本主任。

(事務局朗読)

○雨澤委員長 それでは、何かご意見等があれば発言をお願いします。ありませんか。樋之口委員。

○樋之口委員 すみません、ちょっと疑問じゃなくて教えていただきたいんですが、今、ひたちなかの中学校の1クラスの子どもたちの数とか、今後どういうふうに持っていくのかという、その辺をちょっと教えてもらえればありがたいです。

○雨澤委員長 大内教育委員会事務局参事。

○大内教育委員会事務局参事 1クラスの生徒数なんですけども、実は国のほうでは中学校は今40人が定数なんです。小学校は先ほど説明があったと思うんですが、今、小学校2年生までは国は35人学級と言っていて、小学校3年、4年、5年、6年生、それから中1、中2、中3は40人学級なんです。

国のほうは今標準法を改正したので、来年度は小学校3年生を35人、再来年度は小学校4年生まで35人、1、2、3、4というふうに段階的に令和7年度に全部35人学級にするんです。

ただ、中学校はまだ定数を35人にすると決めていないので、多分ここで陳情が出たと思うんですが、その代わり、茨城方式といいまして、茨城県独自に加配教員を充てて、今35人に行っているんです。国は法律で40人学級なんですけど、茨城方式で40人にならないようによく35人でやっていますので、中学校では最大でも35人を超えないように今なっております、茨城県としては、1クラスの人数は35人以下になっています。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 すみません、ひたちなか市はどうですか。

○雨澤委員長 大内教育委員会事務局参事。

○大内教育委員会事務局参事 ひたちなか市も35人以下になっております。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 すみません、再確認です。小学校のほうもついでに教えて。来年度から3年生、4年生、5年生ということで35人学級にしていくというスタンスで、ひたちなか市もそのような形で動いているということですか。それとも、現実にはもう35人になっているとかということはないのでしょうか。

○雨澤委員長 大内教育委員会事務局参事。

○大内教育委員会事務局参事 ひたちなか市も県の方式にのっとりまして35人以下学級になっております。

以上です。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 ありがとうございます。ついでにですが、そうすると、現状35人ということで理解していいわけですね。そうすると、このいわゆる陳情に対しての予算とかその他は、今35人であればほとんど今のままの予算で問題ないということで理解してよろしいのでしょうか。

○雨澤委員長 大内教育委員会事務局参事。

○大内教育委員会事務局参事 今の予算、ちょっと自分では分からないところはあるんですが、今のところはひたちなか市のクラスは全員35人以下学級になっておりますので、大丈夫であります。

以上です。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 そうすると、加配とかそういうこともしなくて大丈夫なんでしょうか。話が飛びますが、働き方改革とかいろいろあって、先生方がちょっと厳しい状況にあるから人を増やさなきゃとかという話も出ていますよね。もちろん35人にしたからということではなくて、その辺はまた別の考え方でよろしいんですか。

○雨澤委員長 大内教育委員会事務局参事。

○大内教育委員会事務局参事 35人学級につきましては、今の現状のまま行って、国のほうで中学校が35人のほうに法律を改正していけば大丈夫だと思います。

ただ、それ以外にも教員の業務がたくさんありまして、いろんな教員が、人数が増えるとその分仕事が、一人一人の分担が分けられるので、すごく働き方改革にはなりません。

1クラスの定員じゃなくて、それ以外として学校の中に加配をたくさん入れていただけると、すごく働き方改革になりますし、子どもたちに対する質の高い教育もできるようになりますので、ぜひ加配要望ですか、もちろん人件費なんですけども、それを要望していただけるとすご

く助かるところでございます。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。弓削委員。

○弓削委員 今の質疑などをお聞きして、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

新型コロナの対策や、それに伴うネットによる授業などの取組によりまして、また、さらには教育現場で働き方改革など、激変とも言うべき変革の時期にあるんだと思います。

こうした状況の中で、全体としてやっぱり小中学校での35人学級の実施を目指すことは、今説明にもありましたとおり、やはり要望としては当然認識されているものというふうに思っております。

また、さきに述べました変革期の諸課題をはじめ多くの課題に対応しなくちゃならないということで、教職員の増員とか、適正な配置とか、あるいは国や地方自治体の支援などというもの、財政的な支援なども必要だということで認識しております。

そういうことから、私の意見としましては、今般提出されました陳情第21号の1から3につきましては採択すべきものというふうに思っております。

以上、意見を述べさせていただきました。

以上です。

○雨澤委員長 ほかに意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時26分 再開

○雨澤委員長 それでは、これより再開します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本件は採択すべきものとするに決定いたしました。

ただいま採択すべきものとされました陳情第21号につきまして、陳情書に添付されている意見書案を参考にしまして、委員会として議案の提出をしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、この意見書を基に、委員会として議案の提出をしたいと思えます。議案の提出者は、文教福祉委員会委員長の雨澤正です。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 以上で陳情の審査を終了いたします。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○雨澤委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議いたします。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件につきまして、委員の皆様から何かご意見がありますか。打越委員。

○打越委員 本12月の議会の中で、一般質問の中で、東石川保育所について新たなる事実というんですか、新たなる案件が出てまいりました。

そういう関係上、この間も全員協議会の中で樋之口委員が、議会のできることは議会でやるように、住民監査請求はおかしいんじゃないかという話があったんですが、やはり議会でやるものは、私も一般質問の中でそういう経緯は説明したわけですけど、議会のできるものは議会でやろうということになれば、この件に関してもう少し細かくやらないと、この間も福祉部長が言って、税金ですか、公租公課を新たに市が追加しなければならないというようなご意見がございましたが、この次の議会は3月でございまして、その間にこの件については決着をつけないと、3月の予算委員会とか本会議では混乱すると思っております。

したがいまして、やはり文教福祉委員会の中で解決を図るために、この件に関して調査をすることをお願いしたいと思えます。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。樋之口委員。

○樋之口委員 すみません、新たな事実というのはどういうことでしょうか。一度、前、文教で話がついたはずなんでしょ、これ。前の文教は。ということであれば、やっぱり新たな事実——事実でいいんだよね、新たな事実がない限り、前回の文教福祉でお話しして結論を出されていたかなと思うんですが、細かく僕、読んでないので申し訳ないんですが、そういうことで、新たな事実について少しお話いただければありがたいんですが。

○雨澤委員長 打越委員。

○打越委員 全般的にこの物件賃貸借契約書は疑義がある。そして本来の手続はしていないということずっと申し上げておるんですが、前回まで、文教福祉委員会の中でもちょっと調べようということでありましたけど、なかなか合意が得られないんで進まなかったことと聞いております。

新たなことというのは、12月の議会の中で、まだ議事録ができていけませんので、それなりにお話をしますと、この入札の条件の中にたくさんあるんですけど、特に今度の12月の議会の中では、条件(17条)で「賃貸借期間の目的物に対する不動産取得税、固定資産税は市の負担とし」というふうに書かれております。

ところが、どこの契約書、藤沢市の契約書でも何でもいろいろ調べたんですけど、市が不動産取得税とかそういうものは負担する契約書が見当たりません。なぜひたちなか市だけが、530万と福祉部長が返事しましたが、市が契約以外に530万円を負担するかということを明確にお話をいただかないと、これはきっと市が負担するということですから、3月議会か、そういうのには上がってくると思うんですよ、予算書に。払わなくちゃならないものですからね。

そのときに混乱が起きる前に、この委員会の中でその530万の負担を明らかにしたほうが

よろしいのではないかと考えて提案している次第です。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 閉会中の調査ということですが、今委員から出た意見と、そして目先にやっぱり新型コロナウイルス感染症対策ということもありますし、あとは、教育で言えば1人1台のタブレットの教育ということも始まったところでもありますし、いろいろな所管する項目はあると思いますので、今言われた委員の意見も含めて委員長、副委員長に一任をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○雨澤委員長 それでは、所管事務調査は行うということですか、まず。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 そうしたら、正副でちょっと検討して、後日連絡したいと思います。

それで、所管事務調査の日程等なんですが、現段階、3日ほど執行部のほうで取れるという形になっているんですが、これは1月なんですが、1月24、25、27、この3日間なんですが、これ、10時からという形でやりたいと思うんですが、皆さん、24日はどうですか。厳しい。

(「議会優先だからオーケーですよ」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 大丈夫ですか。

(「24ね」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 24です。

(「了解です」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、1月24日10時からということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、先ほどの案件、ちょっと正副で検討しながらやっていきたいと思いますので、よろしく願いします。

(「執行部のほうにまだ確認してないところもあるので、もう一案ぐらい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、すみません、まだ確認が取れていないそうなので、あと25日。

(「すみません、病院が入っている」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 駄目。そうしたら、27日は大丈夫ですか。27日。

(「大丈夫」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 大丈夫ですか。そうしたら、第2候補として27日10時からということで、大丈夫ですか。

(「27ですね」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 24か27。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、閉会中所管事務調査については以上で終了したいと思います。

内容については、ちょっと正副でしっかり検討しながら皆様のほうにご連絡したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、閉会中の継続調査申し出を議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○雨澤委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明してもらいます。折本主任。

○折本主任 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところがございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○雨澤委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議がありませんので、この案を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 なければ、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会